

骨髄等ドナー普及促進事業の実施について

1 目的

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行ったものに対し、骨髄等移植ドナー助成金を交付することにより、骨髄等の移植の推進を図ることを目的とする。

2 対象者

次のいずれにも該当する方

- (1) 日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した方
 - (2) 骨髄等の提供時に市内に住所を有し、かつ、他の同種同類の助成金等の交付を受けていない方（ドナー休暇取得者を含む）
- ただし、市税滞納者や暴力団員等の場合は対象としない。

3 助成内容

骨髄等の提供に伴う通院、入院又は面談等の日数×2万円
ただし、1回の提供につき14万円を限度とする。

4 申請期限

骨髄等の採取にかかる入院をして退院した日の翌日から起算して1年以内

5 事業の開始時期

平成 29 年 10 月 1 日から開始し、平成 29 年 4 月 1 日以降に行った骨髄等の提供について適用する。

なお、平成 29 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までに骨髄等の提供を行った場合の申請期限は、10 月 1 日から 1 年以内とする。